平成２５年（フ）第３４号
三重県松阪市大黒田町560番地の２
破産者　和興産業株式会社
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２５年（フ）第７８号
三重県松阪市末広町２丁目174番地２センチュリーハイランドイースト113号
破産者　額賀　　崇
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第６０号
三重県松阪市上川町2711番地の１
破産者　株式会社丸イ運輸
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２７年（フ）第１９号
三重県松阪市鎌田町133番地７　アウスレーゼ１－Ｅ
破産者　松島　和司
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２７年（フ）第２０６２号
東京都豊島区南大塚１丁目49番４号
破産者　株式会社アイシービーアイワイジャパン
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２０５号
埼玉県さいたま市中央区大戸１丁目27―17
破産者　加藤　巨樹
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４０５０号
東京都豊島区南大塚２丁目17―16
破産者　戸崎富美江
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４５７３号
東京都足立区谷中１丁目32―25―302
破産者　竹ノ内秀記
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５３９３号
埼玉県越谷市東越谷３丁目12番地６
破産者　合同会社山光
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５３９４号
千葉県柏市みどり台１丁目２―14
破産者　山内　昌明
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６３７３号
東京都中央区日本橋小網町11番４号
破産者　株式会社フレックスソフト
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６３７４号
東京都江戸川区東小松川４丁目47―７―102
破産者　名和　晃生
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６７９７号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷７丁目30―２　コーワ・ルミエール弐番館201
破産者　海老原奈苗（旧姓増田）
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７１２４号
東京都文京区白山１丁目33―８―1207
破産者　山岸　仁美
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７１７２号
東京都墨田区墨田２丁目19―７
破産者　近藤　延晴
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７２２５号
東京都大田区矢口２丁目21―15―202
破産者　山口　嘉郎
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７２３２号
東京都渋谷区神宮前２丁目16番９号　フタミビル502号室
破産者　株式会社ジャコメッティ
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７２９２号
東京都中野区中野６丁目30―20―906
破産者　佐々木佐和
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７３８０号
東京都江東区東砂６丁目16―11―802
破産者　両角　　繁
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７５３４号
東京都練馬区三原台２丁目９－８―102
破産者　谷中　正七
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７５５３号
東京都葛飾区水元１―10―15、住民票上の住所東京都葛飾区水元３丁目３―13―704
破産者　久米　　剛
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７８８２号
東京都中央区日本橋蛎殻町２丁目15番９号　須磨マンション801
破産者　有限会社フォーアイズ
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部